

# 環境担当者研修会第4回開催

- 日時・場所 平成 24 年 8 月 27 日（月）13:30～16:20 甲賀合同庁舎 4 階 A・B 会議室  
平成 24 年 8 月 31 日（金）13:30～16:20 ライズヴィル都賀山
- 主催：湖南・甲賀環境協会 滋賀県南部環境事務所 滋賀県甲賀環境事務所
- 参加者：会員 96 名、会員外 52 名、行政名 28 名 計 177 名
- 参加費：無料（社会貢献として会員外の方にも参加費無料としております。）



房登会長



司会：平木研修部会長



滋賀県南部環境事務所 成宮所長



滋賀県甲賀環境事務所 水嶋所長

## 1. 環境汚染事故対策の推進に向けて～事業場における環境管理と法令順守～

：甲賀環境事務所 水嶋所長：南部環境事務所 成宮所長

### (1) 汚染事故対策としての環境管理

#### ① 未然防止対策

##### i 事故の4Mの対策：

**人間 (Man)** 業務に必要な資格を持たせているか、日頃から未然防止の教育訓練、安全活動を実施している  
**機械 (Machine)** 設備の老朽対策や設備改善の実施や安全設計（フェール・セーフ、フール・プルーフ）がなされているか

**環境 (Media)** 作業環境の改善や情報環境（表示の見直し）を整えることが出来ているか

**管理 (Management)** 作業基準書や手順書の作成・見直しが必要な時期になされ教育されているか  
又点検、測定が定期的になされているか

平成24年6月1日施行の水質汚濁防止法改正で有害物質を使用・貯蔵する施設の設置者に地下浸透防止の**構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存**を義務つける規定が新たに設けられました。

#### ② 被害拡大対策

##### i 事前対策

**【設備】** 防液堤、緊急遮断弁、緊急貯蔵槽等の備えはあるか

**【資材・機材の備え】** オイルマット、オイルフェンス、吸着剤、土嚢、水中ポンプ、化学処理剤等を備えているか

**【組織体制】** 事故対応マニュアル、初動体制、連絡系統、排水経路把握等が組織として整備されているか

##### ii 事故時の措置（初動対応）

**【対応体制】** 連絡通報、情報収集等の教育・訓練の実施

**【流出遮断】** 土嚢、フェンス、遮断弁等の活用

**【漏洩物質の回収】** 吸着剤、マット、バキュームの準備活用、専門業者への作業委託

#### ③ 事故対策

i 施設設備の改善    ii 施設等の運転・管理方法の見直し    iii 事故対応マニュアル等の見直し

iv 周辺への影響があった場合住民説明    v 行政機関等への報告書の提出（法的規制により）

**環境汚染事故の未然防止、被害拡大防止を図るうえで、事業者自らが事故発生要因・拡大要因（環境側面）を洗い出し、法令順守しつつ、その要因を確実に「制御」する実効性のあるマネジメントの構築が重要である。**



## 2. 漏洩防止点検表について NPOびわ湖環境 池田副理事長

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」され、平成24年6月1日施行されました。

主な改正内容

- ①有害物質を使用する特定施設・貯蔵指定施設に構造基準が設定されました。  
その基準には A基準（新設） B基準（既設） C基準（既設でも3年間限定）の3つの基準がありこれらの構造基準に準ずる必要がある。
- ②定期点検実施の義務化
  - i A、B、Cの3つの構造基準に応じて点検方法・頻度が規定された
  - ii 点検結果の記録の保存が義務付けられた。
  - iii 異常が発生した場合は直ちに補修等の措置を行う。
- ③点検方法及び対応
  - i 方法：目視
    - ・見えないところの点検として検地機器等の設置（加圧点検、水位の変動）
  - ii 定期点検からのフィードバック
    - ・消耗部品の交換（点検記録簿に記録する）
    - ・割れたパッキンの交換、ボルトの増締め
    - ・漏洩防止構造への変更（この場合は構造変更届が必要）
    - ・タンクの二重構造化、腐食しにくい材質への変更（被覆等）
    - ・地下配管から地上配管への切り替え、移送距離の短縮化
- ④-1 点検表
  - i 点検表は、3年間の保存義務がある
  - ii 点検者による個人差の解消された点検表
  - iii 履歴の管理（異常が何時発生したか記録）
  - iv 点検のマンネリ化防止（日常作業のマンネリ化、点検のマンネリ化防止の工夫）
- ④-2 点検表への記載事項
  - i 点検対象施設    ii 点検年月日    iii 点検方法とその結果    iv 点検実施者
  - v 責任者の氏名    vi 発見した異常に対する対応
  - vii 定期点検 i 以外で異常を発見した時はその日時・内容・対応等を記録し  
3年間保存に努める
- ④-3 点検表の見直しの時期
  - i 施設・作業方法の変更時    ii 定期的に    iii 気づいた時
- ⑤確実な点検に向けて
  - i 施設毎に適用される構造基準を把握
  - ii 目視で対応できない箇所の対応
  - iii 規制されている同等以上の方法による点検（行政と相談しながら）
  - iv 管理要領の作成（法で作成が義務付けられている）
- ⑥各社が実施されている漏洩の日常点検（点検の基本）の事例紹介



### 3. 環境事故被害拡大防止のための資材の有効な使用方法

谷口商会(株) 小野雄二郎氏

- (1) 油には「動植物油」と「鉱油」がありますが油流出事故の多くは鉱油で微生物分解がしにくい性質があることを理解したうえで
- (2) 油流出事故の処理において一番大切なことは出来る限り限り漏油元に近い所で油を封じ込めることです・・・拡散しやすいので  
【**先ず拡散を止めることに優先する**】そして  
【**拡散防止した場所で吸着回収する**】
- (3) やってはいけない事：液体の「**油処理剤**」「**油中和剤**」は避ける
- (4) モデル等による実地テスト
  - ① ACライトによる吸着テストと後処理の方法と説明
  - ② 側溝や狭い河川に流入した場合の対応の仕方 の説明風景
  - ③ オイルフェンスの展張方法及び油回収の実演
  - ④ 回収した資材の一時保管と廃棄の注意のポイント説明風景

